

平成 30 年第 4 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(平成 30 年 12 月 20 日提出 追加議案第 1 号～第 6 号及び追加報告第 1 号)

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P 1
2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 1
3	さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	P 2
4	平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 6 号）	P 2
5	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	P 3
6	さくら市監査委員の選任同意について	P 3
7	専決処分事項の報告について（平成 29 年度氏家水処理センターの建設工事委託契約の変更）	P 3
8	議案説明資料 参照法令等	P 5
9	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 7
10	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 9
11	さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 11

ただいま上程されました追加議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 3 件、予算 2 件及びその他の議案等 2 件であります。

追加議案第 1 号は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 2 号は、さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 3 号は、さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

国においては、人事院の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われました。

本案は、さくら市職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じ、給料表の改定、勤勉手当の支給割合の引き上げなど、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 4 号は、平成 30 年度さくら市一般会計補正予算(第 6 号)であります。

今回の補正予算は、平成 30 年度さくら市一般会計補正予算(第 5 号)の歳入歳出予算額に 1,055 万 8 千円を追加し、予算の総額を 190 億 8,576 万 1 千円とするものであります。

歳入では、19 款繰越金で前年度繰越金 1,055 万 8 千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

追加議案第 5 号は、平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）の歳入歳出予算額に 10 万 4 千円を追加し、予算の総額を 4 億 9,161 万円とするものであります。

歳入では、3 款繰入金で一般会計繰入金 10 万 4 千円を追加、歳出では、1 款土地区画整理事業費で人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を 10 万 4 千円計上いたしました。

追加議案第 6 号は、さくら市監査委員の選任同意についてであります。

本案は、議会議員から選任される監査委員として小堀^{こほり}勇人^{はやと}氏が最も適任であると考え、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、その選任について議会の同意を求めるものであります。

追加報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分
することができるものとして、議会の議決により指定を受けた
事項について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議
会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

〔監査委員の設置及び定数〕

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる

〔選任及び兼職の禁止〕

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～6 略

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 25 年 9 月 9 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について</u>	平成 25 年第 3 回 さくら市議会定例会	議員案第 2 号	平成 25 年 9 月 9 日

	<u>て、契約金額の 5 パーセント以内に相当する金額 (2,000 万円以下のものに限る。)</u> <u>に係る契約の変更に</u> <u>関すること。</u>			
--	--	--	--	--

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 43 号）（第 1 条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に、6 月においては 100 分の 155 を、12 月においては <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に、6 月においては 100 分の 155 を、12 月においては <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第2条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の165</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月においては100分の155を、12月においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 47 号) (第 1 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に、6 月においては 100 分の 155 を、12 月においては <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に、6 月においては 100 分の 155 を、12 月においては <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 47 号) (第 2 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 165</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>、6 月においては 100 分の 155 を、12 月においては 100 分の 175 を</u>乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
 改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（1/4）

改 正 案	現 行
<p>(宿日直手当)</p> <p>第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>を超えない範囲内において、市規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月</u>に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月</u>に支給する場合には100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第17条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第17条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（<u>第17条の4第1項</u>に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>5,300円</u>を超えない範囲内において、市規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に_____100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に_____100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第17条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第17条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から_____」と、「支給日」とあるのは「支給日（<u>同項</u>_____に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」_____と読み替えるものとする。</p>

改 正 案

現 行

別表第1（第3条関係）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500

改 正 案									現 行									
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100		36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300		37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100		38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900		39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700		40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300		41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000		42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700		43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400		44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200		45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
再任用職員以外の職員	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		再任用職員以外の職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			

改 正 案								現 行									
	<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>				<u>90</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>		
	<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>				<u>91</u>	<u>246,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>		
	<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>				<u>92</u>	<u>246,800</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>		
	<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>				<u>93</u>	<u>247,100</u>	<u>294,200</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>		
	<u>94</u>		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>						<u>94</u>		<u>294,400</u>	<u>342,200</u>				
	<u>95</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>						<u>95</u>		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>				
	<u>96</u>		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>						<u>96</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>				
	<u>97</u>		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>						<u>97</u>		<u>295,400</u>	<u>343,200</u>				
	<u>98</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>						<u>98</u>		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>				
	<u>99</u>		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>						<u>99</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>				
	<u>100</u>		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>						<u>100</u>		<u>296,500</u>	<u>344,400</u>				
	<u>101</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>						<u>101</u>		<u>296,700</u>	<u>344,700</u>				
	<u>102</u>		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>						<u>102</u>		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>				
	<u>103</u>		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>						<u>103</u>		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>				
	<u>104</u>		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>						<u>104</u>		<u>297,700</u>	<u>345,900</u>				
	<u>105</u>		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>						<u>105</u>		<u>297,900</u>	<u>346,400</u>				
	<u>106</u>		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>						<u>106</u>		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>				
	<u>107</u>		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>						<u>107</u>		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>				
	<u>108</u>		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>						<u>108</u>		<u>298,900</u>	<u>347,600</u>				
	<u>109</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>						<u>109</u>		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>				
	<u>110</u>		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>						<u>110</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>				
	<u>111</u>		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>						<u>111</u>		<u>299,900</u>	<u>348,800</u>				
	<u>112</u>		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>						<u>112</u>		<u>300,200</u>	<u>349,100</u>				
	<u>113</u>		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>						<u>113</u>		<u>300,300</u>	<u>349,600</u>				
	<u>114</u>		<u>301,000</u>							<u>114</u>		<u>300,600</u>					
	<u>115</u>		<u>301,300</u>							<u>115</u>		<u>300,900</u>					
	<u>116</u>		<u>301,700</u>							<u>116</u>		<u>301,300</u>					
	<u>117</u>		<u>301,900</u>							<u>117</u>		<u>301,500</u>					
	<u>118</u>		<u>302,100</u>							<u>118</u>		<u>301,700</u>					
	<u>119</u>		<u>302,400</u>							<u>119</u>		<u>302,000</u>					
	<u>120</u>		<u>302,700</u>							<u>120</u>		<u>302,300</u>					
	<u>121</u>		<u>303,100</u>							<u>121</u>		<u>302,700</u>					
	<u>122</u>		<u>303,300</u>							<u>122</u>		<u>302,900</u>					
	<u>123</u>		<u>303,600</u>							<u>123</u>		<u>303,200</u>					
	<u>124</u>		<u>303,900</u>							<u>124</u>		<u>303,500</u>					
	<u>125</u>		<u>304,200</u>							<u>125</u>		<u>303,800</u>					
再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	再任用職員		<u>187,300</u>	<u>214,800</u>	<u>254,800</u>	<u>274,200</u>	<u>289,300</u>	<u>314,700</u>	<u>356,400</u>

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）（第 2 条関係） (1/2)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 130</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100 分の 110</u>)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">を乗じて得た額 に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 72.5」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 62.5」とする。</u></p> <hr/> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 92.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 112.5</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 45</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5 を乗じて得た額</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 117.5 を乗じて得た額</u> に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 55」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 70」とする。</u></p> <hr/> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 110</u>）、<u>12 月に支給する場合には 100 分の 95</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には</u></p>

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
 改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 2 条関係) (2/2)

改 正 案	現 行
<p>_____ (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の</u> <u>55</u> _____) を乗じて 得た額の総額 3～5 略</p>	<p><u>100 分の 42.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の</u> <u>52.5</u>)、12 月に支給する場合には 100 分の <u>47.5</u> (特 定幹部職員にあつては、<u>100 分の 57.5</u>) を乗じて 得た額の総額 3～5 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
 改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号)

(第 3 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行																																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p> <p>別表第 1 (第 8 条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>374,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 9 条関係)</p> <p>任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額</td> <td>144,100 円</td> <td>194,000 円</td> <td>230,000 円</td> <td>263,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	374,000 円	2	422,000 円	3	472,000 円	4	533,000 円	5	608,000 円	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	給料月額	144,100 円	194,000 円	230,000 円	263,000 円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>、6 月に支給する場合には、100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p> <p>別表第 1 (第 8 条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>373,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>421,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>471,000 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,000 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>607,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 9 条関係)</p> <p>任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額</td> <td>142,600 円</td> <td>192,700 円</td> <td>228,900 円</td> <td>262,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	373,000 円	2	421,000 円	3	471,000 円	4	532,000 円	5	607,000 円	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	給料月額	142,600 円	192,700 円	228,900 円	262,000 円
号給	給料月額																																												
1	374,000 円																																												
2	422,000 円																																												
3	472,000 円																																												
4	533,000 円																																												
5	608,000 円																																												
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級																																									
給料月額	144,100 円	194,000 円	230,000 円	263,000 円																																									
号給	給料月額																																												
1	373,000 円																																												
2	421,000 円																																												
3	471,000 円																																												
4	532,000 円																																												
5	607,000 円																																												
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級																																									
給料月額	142,600 円	192,700 円	228,900 円	262,000 円																																									

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
 改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）

（第 4 条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>